

小松島市移動支援事業個別支援型実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第1項第8号の規定により、屋外での移動に困難な障害者等について外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促し、生活圏の拡大を図るための移動支援事業（以下「本事業」という。）を小松島市が実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、小松島市に住所を有する者又は小松島市が援護の主体となり、他の市町村のグループホーム等に入居している者のうち、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳を所持する視覚障がい者（児）
- (2) 肢体不自由者（児）（下肢、体幹又は脳原性移動機能障害の程度が身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳の1級若しくは2級に該当する者）
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳を所持する知的障がい者（児）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、外出時における支援が特に必要と認められる者
- (5) その他小松島市長（以下「市長」という。）が特に必要と認めた者

2 前項各号に該当する者であって、重度訪問介護、行動援護又は同行援護受給者については、そのサービス提供を優先するものとする。

3 第1項第5号に該当する者については必要に応じて調査や意見書を求めるものとする。

(事業内容)

第3条 本事業を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援することとし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 通勤、通学又は施設通所等のための外出
- (2) 営業活動等の経済活動を目的とする外出
- (3) 政治活動を目的とする外出

- (4) 宗教活動を目的とする外出
- (5) その他、公序良俗に反することを目的とする外出

2 前項第1号の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないと市長が認めた場合は、通学又は施設通所等のための外出に限り、1ヶ月4回を限度として本事業を利用することができるものとする。

(申請)

第4条 本事業を利用しようとする障がい者又は障がい児の保護者等（以下「利用者」という。）は、地域生活支援事業（支給・支給変更）申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、申請内容等を審査し、支給が適当と認めるときは、地域生活支援事業支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、支給が不適当と認めるときは、地域生活支援事業却下決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、支給の決定を受けた者（以下「受給決定者」という。）に対し、受給者証を交付しなければならない。

(支給量)

第6条 支給量は、1受給決定者あたり1ヶ月35時間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合については、当該目的を達成するために必要な範囲において、その時間を延長できるものとする。

(支給決定期間)

第7条 支給決定期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合は、前段の規定にかかわらず1年間とする。

(業務実施事業者)

第8条 本事業を実施することができる事業者は、次の各号における事項の全てに該当する事業者であって、小松島市との間で業務実施契約を締結した事業者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付居宅介護事業の徳島県の事業所指定を取得していること。ただし、平成18年度においては、平成18年9月末現在に障害者の日常生活及び地域生活を総合的に支援するための法律附則第15条の適用を受けた指定障害福祉サービス事業所で、現に居宅介護事業（外出介護に該当するもの）を実施している事業者においてはこの限りではない。
- (2) 本事業の提供に当たる従事者の要件は、次の研修の課程を修了し、研修を終了した旨の証明書の交付を受けた者とする。

研修課程等 対象者	介護福祉士	障害1～3級	移動(視覚)又は同行援護	移動(全身性)	移動(知的)	日常生活支援(全身性)	介護保険の訪問介護員	行動援護	重度訪問介護
	視覚障がい者(児)		○						
	肢体不自由者(児)			○		○			○
	知的障がい者(児)	○	○			○		○	
	精神障がい者	○	○					○	○

(本事業のサービス費用額の算定に係る基準)

第9条 費用額の算定に係る基準は、次のとおりとする。

算定時間	30分以下	30分超 1時間以下	1時間超 1時間30分以下	1時間 30分超 2時間以下	2時間超 2時間30分以下	2時間 30分超 3時間以下	以後 30分
単価	1,500円	2,700円	4,000円	4,800円	5,600円	6,300円	800円

(費用額の請求及び支払)

第10条 費用額の支払いは、償還払いとする。ただし、受給決定者が受領に関する委任状を市長に提出した場合は、本事業実施事業者（以下「実施事業者」という。）が代理して請求及び受領を行うことができるものとする。この場合において、利用者負担額は、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯（障がい者は本人と配偶者、障がい児は保護者を世帯の範囲とする。）の場合は無料、それ以外は1割負担とし、上限は定めないものとする。

2 実施事業者は、受給決定者から委任を受けた場合は、本事業によるサービスを提供した月の翌月10日までに、本事業によるサービス利用に要する費用額から利用者負担額を控除した額を、定められた方法により市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに支払うものとする。

(支給量の変更)

第11条 受給決定者は、支給量を変更する必要がある場合は、市長に対し、当該支給量の変更を申請することができる。

(支給決定の取消)

第12条 市長は、受給決定者が本事業によるサービス提供を受ける必要がなくなったと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

(利用方法)

第13条 利用者は、本事業によるサービス提供を受けるに当たっては、その都度実施事業者に対して受給者証を提示しなければならない。

2 利用者は、本事業によるサービスを利用する場合に、実施事業者に対し、第10条第1項の規定による費用額若しくは利用者負担額を支払わなければならない。

(調査及び指導監査等)

第14条 市長は、本事業の実施及び委託料の支払に関して必要があると認めるときは、実施事業者、その従業者その他本事業に携わる者に対し、帳簿書類その他の物件の提出、提示若しくはその出頭を求め、又は小松島市職員（以下「市職員」という。）にその施設への立入り、調査及び指導監査（以下「調査等」という。）をさせることができる。

2 市長は、調査等により、適切な本事業の実施に関して必要があると認めるときは、実施事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

3 実施事業者は第1項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査等に協力するとともに、前項に規定する指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 市職員は、調査等を行うときには身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときにはこれを提示しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。